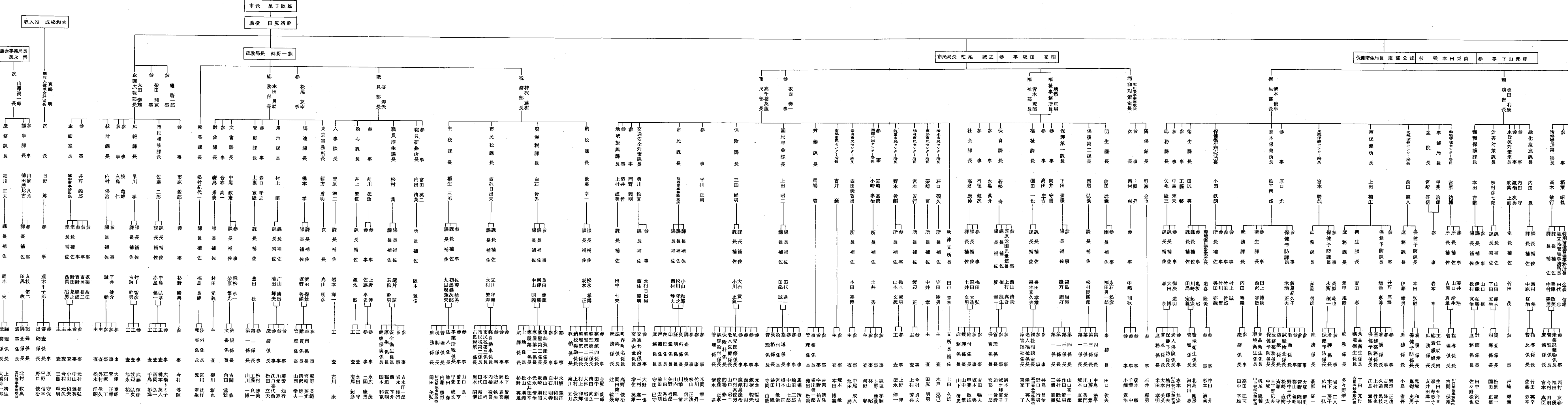
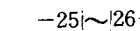


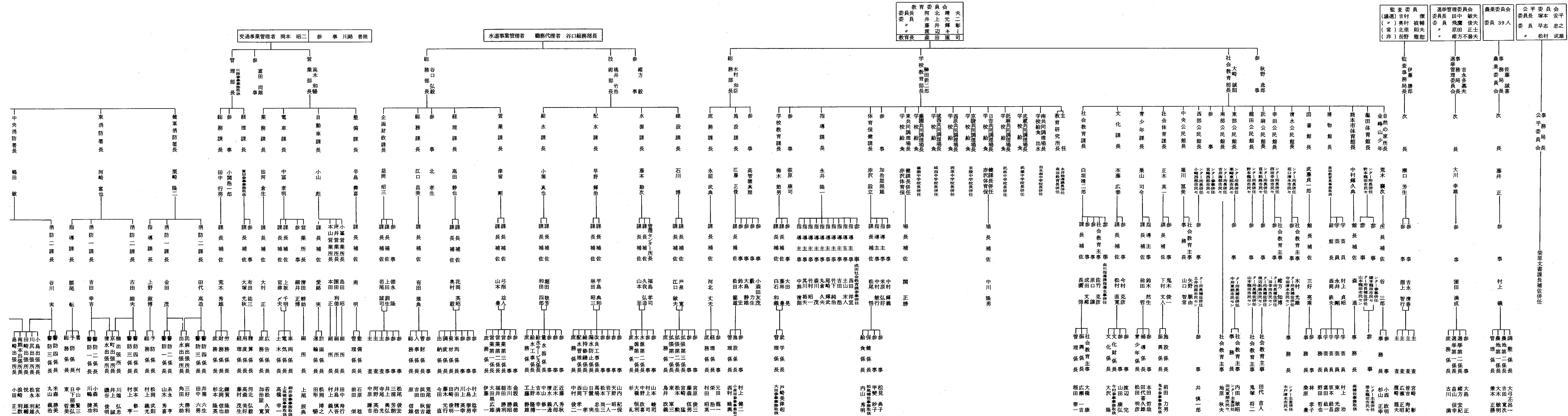
総務

1	行政機構 (人事配置) 図	23
2	歴代市長	29
3	職員数	29
4	給与	29
5	基本構想	33
6	熊本テクノポリス	39
7	都市圏行政	40
8	広報・広聴	42
9	事務改善	49
10	職員研修	52
11	選挙	56
12	国際交流	60
13	名誉市民	62
14	財政	64
15	市税	69
16	開発公社	73
17	土地開発基金	74
18	市庁舎概要	74

行政機構（人事配置）図（昭59. 8. 9 現在）







階層別	局 相 当	部 相 当	課 相 当	係 相 当	
局 部 名	局 別	部 別	課 別	係 別	
議会事務局	1	1	2	5	
企 画 広 報 部		1	4		
総 務 局	1	3	15	34	共済組合事務局を除く
市 民 局	1	3	21	40	保育園を除く
保 健 衛 生 局	1	3	27	51	
経 済 局	1	5	13	40	
都 市 局	1	4	13	36	
建 設 局	1	2	9	22	
市 民 病 院	1	1	2	5	診療各科・看護部を除く
消 防 局	1	1	13	40	
交 通 局	1	2	6	19	
水 道 局	1	2	8	28	
教 委 事 務 局	1	3	23	17	学校関係・共同調理場を除く
監 査 事 務 局		1			
選 管 事 務 局		1		3	
農 委 事 務 局		1		4	
公 平 委 員 会 局			1		
計	6	6	33	157	346

2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9	12	石坂 繁	昭 20. 10. 4	昭 21. 3. 11
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	13-14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大 2. 1. 20	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3. 10. 10	16	林田 正治	" 27. 3. 21	" 31. 2. 23
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	17-18	坂口 主税	" 31. 3. 15	" 38. 1. 4
6	佐柳 藤太	" 6. 11. 20	" 10. 11. 19	19-20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 11. 26
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	21	星子 敏雄	" 45. 12. 20	" 49. 12. 19
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭 4. 7. 4	22	星子 敏雄	" 49. 12. 20	" 53. 12. 19
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4. 16	23	星子 敏雄	" 53. 12. 20	" 57. 12. 19
10	山隈 康	" 9. 5. 14	" 17. 5. 13	24	星子 敏雄	" 57. 12. 20	在 任 中
11	平野 龍起	" 17. 6. 25	" 20. 8. 10				

3 職 員 数

(昭 59. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,552	3,263	285	3,548
議 会 事 務 局	26	25	1	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	20	2	22
監 査 事 務 局	14	13	0	13
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 関 係 機 関	911	814	54	868
学 校 平 委 員 会 事 務 局	5	市長事務部局兼務		
消 防 局	536	535	1	536
農 業 委 員 会 事 務 局	27	17	2	19
交 通 局	582	490	42	532
水 道 局	397	342	26	368
計	6,072	5,520	412	5,932

4 給 与

(1) 局別職員給料

(昭 59. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	481,900 円	100,600 円	223,304 円	38 才 5 月	14 年 5 月
議 会 事 務 局	407,300	127,700	247,603	39 ・ 11	17 ・ 0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	393,400	108,000	219,950	36 ・ 11	14 ・ 9
監 査 事 務 局	393,400	127,700	259,750	41 ・ 2	19 ・ 11
教 育 委 員 会 事 務 局	408,800	100,600	247,309	41 ・ 10	15 ・ 8
消 防 局	396,300	104,200	219,975	36 ・ 4	14 ・ 10
農 業 委 員 会 事 務 局	371,100	111,800	233,415	39 ・ 7	17 ・ 4
交 通 局	398,800	111,800	244,820	46 ・ 6	19 ・ 8
水 道 局	371,100	104,200	236,285	39 ・ 10	16 ・ 11
全 体	481,900	100,600	229,459	39 ・ 7	15 ・ 4

(2) 初任給基準

(昭59. 4. 1 現在)

職 種		等級～号俸	初 任 給	備 考
一 般 事 務	上 級 職	6 ～ 3	1 2 3,5 0 0 ^円	一般職職員給料表適用
	中 “	7 ～ 7	1 1 1,8 0 0	
	初 “	7 ～ 4	1 0 0,6 0 0	
保 母	中 “	7 ～ 7	1 1 1,8 0 0	
一 般 技 術	上 “	6 ～ 3	1 2 3,5 0 0	
	中 “	7 ～ 7	1 1 1,8 0 0	
	初 “	7 ～ 4	1 0 0,6 0 0	
薬 剤 師	上 “	6 ～ 3	1 2 3,5 0 0	
獣 医 師	上 “	6 ～ 5	1 3 2,0 0 0	
栄 養 士	上 “	6 ～ 3	1 2 3,5 0 0	
診療放射線技師	中 “	7 ～ 9	1 1 9,6 0 0	
臨床検査技師	中 “	7 ～ 9	1 1 9,6 0 0	
保 健 婦	上 “	6 ～ 3	1 2 3,5 0 0	
助 産 婦	上 “	6 ～ 3	1 2 3,5 0 0	
看 護 婦	高等看護学院卒	7 ～ 9	1 1 9,6 0 0	
准 看 護 婦	准看護養成所卒	7 ～ 3	9 7,6 0 0	
消 防 職	上 級 職	7 ～ 7	1 3 2,0 0 0	消防職員給料表適用
	初 “	7 ～ 1	1 0 8,0 0 0	
医 療 職	大 学 院 卒	4 ～ 9	2 1 5,6 0 0	医療職員給料表適用
	大 学 卒	4 ～ 2	1 4 9,6 0 0	
教 育 職	高 校 教 諭	大 学 卒	1 1 5,7 0 0	教育職給料表(1)適用
		短 大 卒	1 0 0,0 0 0	
	幼 稚 園 教 諭	大 学 卒	1 1 5,0 0 0	教育職給料表(2)適用
		短 大 卒	9 9,3 0 0	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	8 1 5,0 0 0 ^円	昭58. 7. 1	8 0 0,0 0 0 ^円	昭56.10. 1
助 役	6 4 7,0 0 0	“	6 3 5,0 0 0	“
収 入 役	5 8 2,0 0 0	“	5 7 1,0 0 0	“
常勤監査委員	4 7 5,0 0 0	昭58. 4. 1	4 6 6,0 0 0	昭56. 7. 1
企業管理者	4 8 7,0 0 0	“	4 7 8,0 0 0	“
教 育 長	4 1 8,3 0 0	昭59. 7. 1(一般職職員1等級適用)		

区 分		現 行 報 酬 額	施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 87,000円	昭57. 4. 1	83,000円	昭56. 4. 1
	委 員	月 額 52,000	"	50,000	"
監 査 委 員	知識経験を有する者のうちから選任された 監 査 委 員 (非 常 勤)	月 額 86,000	"	82,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 37,000	"	35,000	"
公平委員会	委 員 長	月 額 46,000	"	42,000	"
	委 員	月 額 36,000	"	34,000	"
選挙管理委員会	委 員 長	月 額 46,000	"	42,000	"
	委 員	月 額 36,000	"	34,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 5,000	昭54. 4. 1	4,000	昭51.10. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき 7,000	昭58. 4. 1	6,000	昭54. 4. 1
選 挙 長		1回につき 7,000	"	6,000	"
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき 6,000	"	5,000	"
固定資産評価審査委員会委員		日 額 5,000	昭54. 4. 1	4,000	昭50. 4. 1
農業委員会	会 長	月 額 46,000	昭57. 4. 1	42,000	昭56. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 36,000	"	34,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 33,000	"	31,000	"
婦 人 相 談 員		月 額 77,200	"	73,600	"
家 庭 相 談 員		月 額 77,200	"	73,600	"
社 会 教 育 指 導 員		月 額 73,600	"	70,300	"
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		日額5,000円以内に おいて市長が定める額 ただし、特別の事由に よりその報酬を月額又 は年額をもって定める 場合においては予算の 範囲内において市長が 定める額	昭54. 4. 1	年額40,000円 以内 月額6,000円 以内 又は日額 4,000円以内 において市長 が定める額	昭50. 4. 1
農 業 共 済 損 害 評 価 会 委 員		年 額 10,000	昭55. 4. 1	7,500	昭51.10. 1
建 築 審 査 会 委 員		日 額 5,000	昭55. 4. 1	4,000	"
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員		日 額 5,000	昭54. 4. 1	4,000	昭52. 4. 1
保 健 所 運 営 協 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭50. 4. 1
結 核 審 査 協 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	"
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭50.10. 1
町 界 町 名 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭50. 4. 1
都 市 計 画 審 議 会 委 員		日 額 5,000	昭55. 4. 1	4,000	"
公 害 対 策 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	"
社 会 教 育 委 員		日 額 5,000	昭54. 4. 1	4,000	昭50.10. 1
博 物 館 協 議 会 委 員		日 額 5,000	昭55. 4. 1	4,000	昭51.10. 1
福 祉 事 務 所 嘱 託 医		月 額 45,000	"	40,000	昭50. 4. 1
体 育 指 導 員		年 額 15,000	昭52. 4. 1	10,000	昭51. 4. 1
文 化 財 保 護 委 員		日 額 5,000	昭55. 4. 1	4,000	昭51.10. 1
青 少 年 問 題 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭52. 4. 1
青 少 年 補 導 委 員		1 回 1,200	昭56. 4. 1	1,000	昭55. 4. 1
学 校 医 (歯 科 医)		年 額 144,700～ 152,700	昭58. 4. 1	139,000～ 145,000	昭57. 4. 1
学 校 薬 劑 師		年 額 90,000	昭55. 4. 1	85,000	昭54. 4. 1

(4) 旅 費

(昭54. 4.28適用)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
					甲 地 方	乙 地 方	
号				円	円	円	円
1	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ つては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ つては中級の運賃	2,500	12,500	11,300	2,500
2	企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつては、 その乗車に要する運 賃及び特別車両料金	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃	1,900	9,900	8,900	1,900
3	4等級及び5等 級の職務にある 者	を徴する客車を運行 するものによる旅行 をする場合には、特 別車両料金	ただし、鉄道連絡 船にあつては鉄道運 賃に同じ	1,600	8,200	7,400	1,600
4	6等級の職務に ある者			1,400	6,600	5,900	1,400
5	7等級の職務に ある者						

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか
に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかに特別急行
料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした
場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その
他の地をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第
2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該職務の等級及び一般職職員給料表の適用を受けない
者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

(3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。

このような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつとして希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に喜びを感じる都市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとりも心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

(4) 発展の方向

ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化などをはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化する必要がある。

ここに本市は、将来に向って、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

イ 将来の主要指標

① 人 口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

ウ 都 市 像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものである。その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇気と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

エ 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市の魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。

このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

① 地区別土地利用

(ア) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用をはかる。

(イ) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめ、文教地区については、環境保全に努め、また拠点の商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

(ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通

センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点の商店街の形成、公共緑地の確保により、開発をすすめる。

② 用途地域別土地利用

- (イ) 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (ロ) 住居用地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既存住居地域は、既存建築物の更新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ハ) 商業用地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめ、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (ニ) 工業用地域については、中小工場の集団化、共同化をはかり、自然との調和に配慮し、非公害型で地域経済にとって好ましい工業の立地を促進する。
- (ホ) 農業用地域については、かんがい排水、圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめ、優良農用地の保全に努め、都市近郊農業を育成する。
- (ヘ) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区を指定する。

③ 都市機能充実のための土地利用

- (イ) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
- (ロ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

(5) 施策の大綱

ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

① コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域活動の活発化をはかる。

② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、

公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

④ 防 災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オープンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

⑤ 交 通 安 全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

⑥ 社 会 福 祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

⑦ 勤 労 者 福 祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の実施をはかる。

⑧ 消 費 者 行 政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

① 自 然 環 境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

② 公 園 緑 地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

③ 上 水 道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

④ 下 水 道 ・ 排 水 路

衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

⑤ 清 掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなまちづくりに努める。

⑥ 市 内 交 通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

⑦ 住 宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を推進する。

① 学校教育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教育の振興に努める。

② 社会教育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

③ 市民文化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根ざした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめる、体育施設を整備し、市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

① 商 業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

② 工 業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめる、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

④ 観 光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光的魅力の創造と滞留観光客の増加、市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に

誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発な交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港など熊本市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

オ 構想の実現を目指して

この構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

6 熊本テクノポリス

テクノポリスは、21世紀を展望しつつ、先端技術を核として、産、学、住が調和した地域社会を形成しようとする新しいまちづくりである。

熊本テクノポリスは、IC関連産業をはじめとする先端技術企業の誘致はもとより、地元企業の技術高度化を大きなねらいとするもので、第2次産業はもちろん、全ての産業の活性化につながるものである。

都市圏各町とともにテクノポリスの母都市として位置づけられた熊本市においては、特に情報、流通、学術研究、医療、福祉等の高次都市機能の拡充をはかるとともに、多数の地域産業を有する立場から、地域産業の振興のための積極的かつ主体的な対応をすすめていかなければならない。

(1) 経 緯

- 昭和55年 3月 「80年代の通産政策（ビジョン）」産業構造審議会答申
- 7月 「『テクノポリス90』建設構想について」産業研究所発表
- 56年 6月 調査対象地域の指定（全国19地域）
- 57年 1月 熊本テクノポリス基本構想発表
- 58年 4月 高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）成立
- 6月 熊本テクノポリス開発構想発表
- 10月 開発指針告示
- 11月 熊本テクノポリス建設協議会設置
- (財)熊本テクノポリス財団、(財)熊本テクノポリス技術開発基金設立
- 熊本テクノポリス開発計画の承認申請
- 59年 3月 熊本テクノポリス開発計画の承認（テクノポリス地域の指定）

(2) 計画の概要

ア 対象地域（2市12町2村、面積95,600ha、人口738千人）

母都市……熊本市ほか9町（熊本都市計画区域）

テクノ回廊……菊池市ほか3町2村

イ 目標年次 昭和70年度

ウ 熊本テクノポリス実現の方向

① 地域企業の高度技術化

(ア) 熊本テクノポリスを構成する基幹的産業

- A：(AUTOMATION) 応用機械産業
- B：(BIOTECHNOLOGY) バイオテクノロジー産業
- C：(COMPUTER) コンピューター産業
- D：(DATA PROCESSING) 情報システム産業

(イ) 総合的な地域産業の振興

テクノポリスセンターによる地域企業の技術高度化のための事業の促進

県工業試験場の拡充等、試験研究・研修指導機能の強化

熊本大学等の高等教育・研究機関の活用

熊本県半導体応用技術研究会等の技術開発における産・学・公の連携システムの強化

先進企業の誘致

② 施設の整備

工業団地、工業用水道、河川排水路、道路、流通業務団地など

③ 定住拠点の整備

住宅、公園、下水道、教育文化施設など

④ 農林水産業の健全な発展との調和

7 都市圏行政

(1) 概 況

熊本市とその周辺の10町との関係は、例えば、昭和55年国勢調査においては、この10町に住む15歳以上の通勤、通学者の熊本市に流入する割合は、37.2%に達しており、また昭和58年度に実施された熊本都市圏生活行動調査においては、買い物やレジャーでも深い関係があることが明らかになるなど、最近とみに密接なものとなっている。

このように、既に一体的な生活圏を形成している熊本都市圏においては、水資源問題をはじめ、交通、防災、廃棄物処理等多くの都市問題について、広域的な対応が求められており、現実には、熊本市が飽託郡4町から受託した広域消防、熊本市が北部町の協力を得て同町内に建設したごみの最終処分場、熊本市、北部町、菊陽町、合志町の1市3町ですすめられている流域下水道等様々な分野で相互の協力による都市圏行政が推進されている。

今後さらに、熊本都市圏の一体的発展のため、相互の連携を深めて、都市問題に対する広域的な対応をすすめるなければならない。

熊本都市圏の範囲 熊本市及びこれを取り巻く10町



(2) 具体的対応

ア 熊本市が既に受託して実施しているもの

救急（飽託郡4町）

し尿処理（飽田、河内、北部、嘉島、益城）

伝染病対策（飽田、天明、河内、嘉島、菊陽、合志、西合志、益城他）

ゴミ処理（北部）

イ 熊本市が10町に設置しているもの

ゴミ埋立処分施設（北部）

上水道取水、配水施設（北部、益城、菊陽）

ウ 推進中の施策

広域消防

飽託郡4町の消防常備化（昭和59年4月発足）

ふれあいの森

小萩園、金峰山一帯の国有林の活用

地域住宅計画

地域に根ざした新しい住宅計画

“緑と水”をテーマに都市圏を対象地域として計画策定中

流域下水道

菊陽、合志、北部、熊本市の北部地域の広域的下水道整備

交通問題

熊本都市圏における交通問題についての連絡会議の発足（昭和58年9月）

青少年の健全育成

熊本都市圏青少年健全育成連絡会の発足（昭和58年7月）

水資源の保全

広域的な調査を実施予定

都市圏企画会議

都市圏の諸問題についての協議の場

8 広報・広聴

(1) 広 報

ア 広報広聴連絡業務

- ・広報広聴委員会（部長）を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員会 22名 月1回開催

- ・広報連絡委員（課長補佐）により、各課の事業、行事を週報、月報などで情報の収集及び広報を行っている。

委 員 125名

イ 広報刊行物

- ・「くまもと市政だより」

毎月1日発行・B5版・16～18頁

1回の印刷部数 180,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

- ・「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・30頁（年12回）

1回の印刷部数 200部（郵送）

- ・「市民グラフ」

年2回発行

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

- ・海外版「くまもと」

A4版、120頁

海外向けに熊本の姿を紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

- ・テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時15分から15分間

「みどりの街から 熊本市」

KKT・TV 毎週日曜日 午前9時55分から5分間

- ・テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時57分から20秒（年52回）

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に20秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週水曜日午前8時30分から15秒（年52回）

毎週木曜日午後2時から15秒（年52回）

KKT・TV 毎週火曜日午後7時から20秒(年52回)
毎週木曜日午前8時30分から20秒(年52回)

・テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

・ラジオ放送

NHKラジオ 毎週土・日曜日の午後6時50分からの「官公庁だより」に広報資料提供

RKKラジオ 毎週月曜日「ダイヤルワイドきょうも元気」午前9時30分から120秒(年52回)

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

・「声の市政だより」

毎月1日発行 90分巻 50本(年12回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

・「時事フアックスニュース」

関係課に送付し、特に参考になるものは照会・調査する

・「テレフォンサービス」

電話により市民ニュースのサービス(TEL 356-6460)150秒以内、毎週水曜日内容入れ替え

・「市施設めぐり」

年6回実施、污水处理場、清掃工場など

一般市民及び親子を対象に実施

・「行事予定表作成」

月報(毎月20日発行)

週報(毎週水曜日発行)

日報(前日作成)

報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 340部

市政記者室、広報課に掲示

・「ビデオ広報」

庁内3カ所において、市政番組にお知らせを加えた番組として1日4回放映

・「広報車等の利用」

広報車(ぎんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関との連絡

市長の定例記者会見 随時

局部長定例記者会見 毎月1回

報道機関(市政記者)に対する資料の提供

(注) 記者クラブ加入社 (12社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信・共同通信

(2) 広 聴

ア 市民の声受付・処理状況

(昭59. 3. 31 現在)

項 目		受 付 (A)						処 理 (B)				
		中央	東	南	西	北	計	完 結	検 討	で き い	そ の 他	計
1 企 画 広 報	企 画											
	事 務 管 理	1					1	1				1
	そ の 他											
	合 計	1					1	1				1
2 総 務	職 員 の 接 遇 ・ 服 務	3					3	2		1		3
	市 有 財 産	1			1		2	1	1			2
	税 務	1	2				3	2		1		3
	そ の 他	2					2			1	1	2
	合 計	7	2		1		10	5	1	3	1	10
3 市 民	地 域 振 興	1		1			2	1	1			2
	交 通 安 全 対 策	9	12	1	2		24	9	7	4	3	23
	戸 籍 ・ 住 民 票 ・ 印 鑑 登 録	1					1				1	1
	保 険	2					2	1	1			2
	年 金											
	福 祉	3		1			4	1		2	1	4
	防 犯 燈	1	1		2		4	1	1		1	3
	そ の 他	2	1		1	1	5	2	1		2	5
	合 計	19	4	3	5	1	42	15	11	6	8	40
4 衛 生	草 刈 り	4	53	17	13	18	105	99			5	104
	動 物 管 理	5	12	2	8	2	29	25			3	28
	そ の 他	10	13	5	7	2	37	26			9	35
	保 健 予 防	1	2	1	1	1	6	5			1	6
	そ の 他	4	9	1	6	4	24	18	1		3	22
	小 計	24	89	26	35	27	201	173	1		21	195
	環 境 保 護	2	1				3	1	1		1	3
	水 質 汚 濁				1	1	2	2				2
	悪 臭	5	16	7	4	4	36	28	1		6	35
	騒 音 ・ 振 動	10	15	12	5	3	45	38			5	43
	大 気 汚 染	4			1		5	3			2	5
	水 資 源		1				1	1				1
	緑 化 推 進	8					8	5	1		1	7
	そ の 他	3	7	2	3		15	8	1		5	14
	小 計	32	40	21	14	8	115	86	4		20	110
	ご み 収 集	5	3	2	2		12	11				11
	不 法 投 棄	1	2	4	1	2	10	7	1		1	9
	簡 易 浄 化 槽				1		1	1				1
	汲 取 り											
	そ の 他	8	3		5		16	15				15
	掃 小 計	14	8	6	9	2	39	34	1		1	36
	合 計	70	137	53	58	37	355	293	6		42	341
5 経 済	商 工	2			1		3		1	1	1	3
	農 林			1			1	1				1
	観 光	5					5	1	1		2	4
	用 水 路 修 理		2	4	3		9	8				8

項 目			区 分	受 付 (A)						処 理 (B)				
				中 央	東	南	西	北	計	完 結	検 討	でき ない	その他	計
経 済	用 路	改 良				2		2	1	1				2
		蓋	3		6	2	3	14	6	5	2			13
		暗 渠				1		1	1					1
		工 事 に 付 随	1					1	1					1
		そ の 他	1			1		2	2					2
	小 計			5	2	10	9	3	29	19	6	2		27
合 計			12	2	11	10	3	38	21	8	3	3	35	
6 建 設	道 路	舗 装 新 設	4	11	5	12	5	37	16	9	3	9	37	
		舗 装 修 理	84	75	19	37	21	236	205	13		5	223	
		砂 利 道 修 理	3	4	5	1	1	14	11	1		2	14	
		路 側 修 理	3		1	3	2	9	8	1			9	
		改 良	6	2	1	15	2	26	6	16	1	2	25	
		私 道 整 備	1	1		1		3	2			1	3	
		歩 道	4	4	5	4	1	18	8	5	1	3	17	
		防 護 柵	8	6	5	8	5	32	21	5	3	1	30	
		反 射 鏡	22	19	8	4	7	60	29	19	11	1	60	
		区 画 線	1			1	1	3	2	1			3	
		照 明 燈	9	5	5	11	6	36	6	11	16	2	35	
		街 路 樹	11	2		2		15	13	1	1		15	
		清 掃	12	6		3	1	22	19		1		20	
		市 道 認 定	2		1	4	1	8	5	3			8	
		境 界	2	1		2	1	6	3	1		2	6	
	占 用	10	6		1	1	18	17				17		
	橋 梁	4	1		3	1	9	4	5			9		
	工 事 に 付 随	6	5	2	2	3	18	17				17		
	そ の 他	21	10	4	5	2	42	33	3		3	39		
	小 計			213	158	61	119	61	612	425	94	37	31	587
	側 溝	浚 渫	14	23	6	9	9	61	53	1		6	60	
修 理		1	6		1	5	13	12				12		
新 設		3	9	2	8	2	24	8	12		4	24		
改 良		3	8	1	7		19	11	7			18		
蓋		14	19	11	23	5	72	50	17		2	69		
暗 渠						1	1	1				1		
工 事 に 付 随			2				2	2				2		
そ の 他			2	1			3	2		1		3		
小 計			35	69	21	48	22	195	139	37	1	12	189	
排 水 路	浚 渫	9	7	7	10	2	35	29		1	4	34		
	修 理	3					3	1	1	1		3		
	改 良	3	4	3	11	1	22	7	14		1	22		
	蓋	4			11	1	16	6	7		1	14		
	暗 渠				1		1	1				1		
	工 事 に 付 随			1		1	2	2				2		
	そ の 他	3	2		1		6	6				6		
	小 計			22	13	11	34	5	85	52	22	2	6	82
公 共 下 水 道	浚 渫	2	1				3	3				3		
	修 理	2					2	1	1			2		
	新 設	6	2	1	5		14	7	5		1	13		
	栴	6	3		2		9	8				8		
	人 孔		2		2		4	4				4		

区 分 項 目			受 付 (A)						処 理 (B)				
			中 央	東	南	西	北	計	完 結	検 討	でき ない	その他	計
設 建 市 都 河	公 共 利 益 者 負 担 金												
	受 益 者 負 担 金												
	利 用	2	4	1				7	6	1			7
	そ の 他	3	11	1	3			18	13	1		4	18
	小 計	21	23	3	10			57	42	8		5	55
	河 川 改 良	1	1		1			3	2	1			3
	掃 良		3		7			10	3	5		1	9
	工 事 に 付 随		1		1			2	3				3
	そ の 他		6					6	5			1	6
	小 計	1	11		9			21	13	6		2	21
	都 市 開 発	開 発 行 為	1	1		2	2	6	4	2			6
		区 画 整 理		1				1	1				1
		公 園 ・ 広 場	8	5		7	2	22	10	9	1	1	21
		そ の 他		4		5	2	11	4	2		4	10
		小 計	9	11		14	6	40	19	13	1	5	38
	建 築 指 導	3	6	2	4			15	12			2	14
	市 営 住 宅	2	1	1	4	2	10	5	2			2	9
	日 照 権				1			1	1				1
	そ の 他	1	3	1	1			6	6				6
	小 計	6	10	4	10	2	32	24	2			4	30
	そ の 他	1	1					2	1	1			2
	合 計	308	296	100	244	96	1,044	715	183	41	65	1,004	
7	教 育	4	2	2	7			15	10	4			14
8	交 通	10	2	1	1			14	2	10	1		13
9	水 道	8	6	3	7	2		26	23			2	25
10	消 防	1			1			2	2				2
11	外 関	国	7	1	2	2		12	10		1	1	12
		県	19	10	2	10	2	43	31	8	3	1	43
	部 団 体	そ の 他	3	2				5	4		1		5
	機 体	合 計	29	13	4	12	2	60	45	8	5	2	60
12	市 政 以 外	16	3	1	2	5		27	17	1		8	26
	総 計	485	477	178	348	146	1,634	1,149	232	59	131	1,571	

(注) 完 結……………希望どおりに工事ができたり制度を適用できたもの

検 討……………可能性があり将来の計画で検討されるもの

できない……………当分不可能なもの

そ の 他……………希望どおりではないが他の方法で説明できたもの

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受 付					
累 計	889	92	590	63	1,634

内容	相 談	苦 情	要 望	陳 情	計
受 付					
累 計	104	924	441	165	1,634

イ 特別相談

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				54	55	56	57	58
税務相談	㊸ 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	141	129	211	215	273
人権相談	㊸ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	247	327	311	388	431
登記相談	㊸ 13:00~16:00	司法書士 土地家屋調査士	相続・土地・建物登記など	276	277	356	414	447
法律相談	㊸・㊹ 13:00~16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	745	749	811	819	900
サラ金相談 苦情	㊸・㊹ 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	305	183	243	515	1,514
労働社会 保険相談	第1・3㊸ 9:00~12:00	社会保険 労務士	労務管理・各種年金・労災など	—	—	16	30	38
建築相談	第3㊸ 9:00~12:00	市職員	建築及び関係事項についてのことなど	—	—	5	17	22

(注) 労働社会保険相談及び建築相談は昭和56年12月開設

法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から電話により、市民相談課で受け付け

ウ 市政懇談会

○ 婦人市政懇談会「第12回市政を考える婦人のつどい」

開催日時 昭和59年2月9日 午後零時30分~午後3時30分

会場 産業文化会館大ホール

発言内容 風致地区について

市窓口職員の応対について

二本木地区等の道路整備について

市営バスの増便について

水銀電池の回収処理について

モーター類に対する行政指導について

秋津支所の改築

西部地区の上水道の水質及び水資源の将来見通しについて

草刈り条例について

消防局の移転計画と防災コミュニティセンターについて

テクノポリス構想の意義と熊本市の位置づけ、役割について

59年度財政見通しについて

参加者 婦人会会員約650名

○その他の懇談会

市の施設めぐり（広報課）

- ・車中で「市政への提言葉書」を配布し、車中市民相談を受け付ける。また昼食時市長を囲んだ市政懇談会を開催する。

- ・年4回開催

水道施設見学会（水道局）

- ・市婦連が催す水道施設見学会における市政懇談会で、市政に対する要望を受け付ける。

- ・年1回開催

エ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和58年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数＝140名、構成＝一般公募者と各種団体構成員

任期＝1年、謝礼＝記念品

○アンケート調査

第1回「消費者意識について」

第2回「市役所の印象と職員の対応について」

第3回「市の鳥（シティ・バード）について」

○現地視察広聴会「健やかで明るいまちづくり」

熊本市民会館、北部保健センター、サンライフ熊本、健軍消防署、東部土木事業所、はげ山埋立地

○モニター会議4回

- ・委嘱式

- ・分科会 中央部地区分科会

東部 "

西部 "

南部 "

北部 "

- ・提言会議（代表者会議）

- ・活動報告、提言

○随時通信、提出者66人、意見件数103件